

令和 2 年 9 月 1 4 日

担当 電力・ガス事業課長 矢田 照雄

TEL (082) 224-5736

FAX (082) 224-5649

旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点(旧簡易ガス団地)

の指定の解除に係るパブリックコメントの受付を開始しました

本日、中国経済産業局は、電気事業法等の一部を改正する等の法律の規定に基づき指定を受けた旧簡易ガスみなしガス小売事業者の旧簡易ガス団地の指定を解除することについて、パブリックコメントの受付を開始しました。

今後は、国民の皆様から寄せられた御意見や電力・ガス取引監視等委員会の意見も踏まえ指定の解除を行ってまいります。

平成 29 年 4 月から始まったガス小売全面自由化に際し、供給地点（旧簡易ガス団地）ごとの事業者のシェア等を踏まえ、一定基準を越える供給地点は、経過措置料金等の規制を課すこととし、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）附則第 28 条第 5 項の規定に基づき、指定旧供給地点として指定しています。

この度、旧簡易ガスみなしガス小売事業者からのガス関係報告規則附則第 4 条の規定に基づく定期報告において、別添の指定旧供給地点が、改正法附則第 28 条第 1 項に規定する指定の事由がなくなったことを認めたため、同条第 2 項に基づき指定を解除するものです。

意見募集期間

令和 2 年 9 月 1 4 日（月）～令和 2 年 1 0 月 1 3 日（火）必着

資料の入手・意見提出方法

資料の入手方法・意見提出等の詳細については、以下の URL をご覧ください。

旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定の解除（中国経済産業局所管分）に対する意見の募集について

（電子政府の総合窓口（e-Gov）のウェブサイト）

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

<参考資料>

○事業者・団地名一覧

（本発表資料のお問い合わせ先）
中国経済産業局 資源エネルギー環境部
電力・ガス事業課
担 当：岡田、垣内
電 話：082-224-5736（直通）
F A X：082-224-5649

(別紙)

番号	事業者名	団地名	所在地	指定解除の理由	備考
1	浅野産業株式会社	興栄団地	岡山県岡山市南区東畦	旧簡易ガス事業者による需要家獲得件数が当該旧簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他のガス小売事業者・他燃料事業者による需要家獲得件数以下	適正な競争関係が確保されていると評価できる。
2	浅野産業株式会社	小川グリーンハイツ	岡山県倉敷市児島小川町	旧簡易ガス事業者による需要家獲得件数が当該旧簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他のガス小売事業者・他燃料事業者による需要家獲得件数以下	適正な競争関係が確保されていると評価できる。
3	株式会社広島クミアイ燃料	可部グリーンライフ	広島県広島市安佐北区可部町勝木	旧簡易ガス事業者のシェアが50%以下	適正な競争関係が確保されていると評価できる。
4	株式会社広島クミアイ燃料	森城団地	広島県広島市安佐北区安佐町飯室	旧簡易ガス事業者のシェアが50%以下	適正な競争関係が確保されていると評価できる。
5	株式会社ウエムラエナジー	尾津団地	山口県岩国市尾津2丁目	旧簡易ガス事業者のシェアが50%以下	適正な競争関係が確保されていると評価できる。